

米子西高校では、令和 6 年度より

体験的学習活動等休業日

を導入しています。

☆体験的学習活動等休業日とは？

家庭及び地域における体験的な学習活動などを行うための
学校休業日(学校教育法に定められた休業日)です。

☆ゴールデンウィークの連休が長くなります！

月	火	水	木	金	土	日
					4/26	27
28 体験的学習 活動等休業日	29 昭和の日	30	5/1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7				

4(3+1)連休+4連休



4月28日(月)は、地域や家庭でのふれあいや
体験的な学習を推奨するため、部活動等は実施しません。

☆期待される効果

- ・子どもたちが家庭や地域の方とふれあいながら体験的な学習活動等に参加することを通じて、心身の健全な発達を一層促進します。
- ・保護者や社会全体の有給休暇の取得の促進につながります。
- ・地域で子どもたちとふれあう機会が増え、社会全体で子どもたちを育てていく機運が醸成されます。
- ・社会教育施設等で子どもが運営に関わるイベント等が組みやすくなります。

【問合せ】教頭 電話:0859-22-7421